

# 生涯学習活動支援事業実施要綱

## 1 目的

市内の社会教育関係団体・学習サークル・自治公民館等が自主的に行う学習活動に係る経費のうち、講師及び指導謝礼を助成することにより、「市民が自ら学ぶ生涯学習活動」の活性化を図る。

## 2 助成活動

事業費のうち、講師及び指導謝礼の一部を助成する。謝礼の金額は、教育委員会が決定する（※実技による指導は、原則一回当たり5,000円）。

また、必要に応じて事業の企画、実施についての指導助言を行う。

【限度額】1団体に対する助成は、年間20,000円以内（税込み）。

ただし、同一団体（社会教育関係団体、自治公民館を除く）に対する助成が3年分を超えるときは、原則10,000円を限度とする。

## 3 対象団体及び事業

社会教育関係団体（婦人会・子ども育成会・PTA等）・学習サークル・自治公民館等が、自ら企画・実施する事業を対象とする。

## 4 事業計画書の提出

当該団体は、あらかじめ講師を選定し、依頼したうえで、事業計画書（別紙様式1）を事業実施日の2週間前まで提出する。

## 5 事業報告書の提出

当該団体は事業終了後5日以内に、事業報告書（別紙様式2）・謝礼の領収書を提出する。

- ※1 事業計画書等の書類は、教育委員会生涯学習課生涯学習係へ提出してください。
- ※2 助成金は、事業計画書提出後に金額を教育委員会で査定し、事業開催日の前日（日・月曜開催の場合は金曜日）に生涯学習課にてお渡しいたします。また、その際に事業報告書・領収書様式をお渡しいたします。
- ※3 その他ご不明な点は、下記へお問い合わせ下さい。

### 【 お問い合わせ 】

〒995-8666 村山市中央一丁目3番6号

村山市教育委員会 生涯学習課 生涯学習係

TEL: 0237-55-2111 (内線331)

FAX: 0237-55-2155